

武生市市民自治基本条例(試案)

前 文

私たち武生市民は、これまで
豊かな自然と輝かしい伝統文化を育むために
様々な地域活動を展開してきた。
また、情報公開と市民参加の推進によって
市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりに取り組んできた。
さらに私たちは、本格的な地方分権時代の到来を迎え、
「自分たちのまちは自分たちでつくる」という、
市民主体のまちづくりが一層重要になってきたと確信している。

今、私たちに求められているのは、
市民が、地域の問題を自らの問題として捉え、
その解決に向かって、自主的に行動し、
その責任もまた自らが負おうとする
『市民自治社会』を創造していくことに他ならない。

私たちは、
公益を育む多くの市民のネットワークが
活動の原理を共有し、
それぞれの自主性と対等性を大切にしながら
協働していく姿に、
わがまちの未来を託したい。

心豊かに多様性を認め合い、
自然や風光を愉（たの）しみ、
活力ある住み良い武生を築くために、
市民自治の理念が徹底することの重要性を強く認識し、
ここに武生市市民自治基本条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、市民自治活動に関する基本理念およびこれに関する基本的な事項を定め、市民自治社会の実現を図ることを目的とする。
--

- ・ 武生市民のさまざまな自治活動（行政も含みます）の基本的な理念や原則を定め、市民自治社会の実現を目指すことが目的です。

（諸定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 市民

市内に住み、働き、学ぶ人を言う。

2 市

市長及び職員等で構成される執行機関、教育委員会並びに市議会を言う。

3 事業者

市内において、営利、非営利を問わず事業を営むものを言う。

4 市民自治活動

主体が個人であると組織であるとを問わず、またその活動の規模、継続性を問わず、市民による公共の利益を対象とする活動を言う。

5 協働

異なる 2 以上の市民自治活動において、同種の公益目標を共有し、自立性、自主性、対等性をもって協調した活動を展開することを言う。

6 自立

個人又はその結合体が、自らの責任と意思をもって行動を選択し決定することを言う。

- ・ 市民は最広義に捉えました。
- ・ 市は、執行機関のみならず一定の独立性を有する行政委員会、さらには議会も含めました。
- ・ 「市民自治活動」（CAA:citizens' activities of autonomy）という新しい概念を採用しました。定義とすると本条に抽象的に書かれたとおりですが、本条例の中核となる概念です。4 条において詳しく明記してあります。

（この条例の位置づけ）

第 3 条 この条例は、市民自治の基本となる条例であるため、他の条例、規則その他の規程により制度を設け又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

- ・ 「市民自治」は行政を含むすべての公益活動の目標であり、その基本理念や基本原則を定めた本条例が最高性を持つことに無理はないと感じます。しかし、最高といっても、今後のさまざまな条例制定の足かせになるイメージや、他の現行条例との整合などを法律的に議論されることが本意ではありません。その意味で「尊重義務」として、「法規」として

の強行性だけを削ぎました。

第2章 市民自治の基本理念

（市民自治の基本理念）

第4条 私たち武生市民は、市民が自主的に行う自治活動、並びにこれらの協働、連携の推進が市民自治の基礎であることを確認する。

2 市民自治活動は、武生市を活動領域とし、市民のネットワーク、家庭、地域活動団体、事業者、市民活動団体、市など、活動主体の規模、組織的統合性、継続性の程度を問わず多様かつ自由な市民の結合体により展開されるものとする。

・レポート4Pの<武生市市民自治基本条例（試案）の基本理念>が詳細説明です。

第3章 市民自治活動の基本原則

第5条 市民自治活動は、以下の基本原則を共有する。

（市民自治の推進）

1 全ての市民自治活動においては、公益活動を担う責任と自覚のもと、参加する市民の能力、特性を活かし市民の利益を増進するよう努めるものとする。

（自立的運営）

2 全ての市民自治活動においては、社会的、経済的、組織的に自立的運営に努めるものとする。

（民主的運営）

3 全ての市民自治活動においては、各構成員の自由で平等な権利を担保することをおして民主的な運営に努めるものとする。

（情報の共有）

4 全ての市民自治活動においては、個人の権利が侵害されない範囲において情報の共有に努めるものとする。

（協働、連携の促進）

5 全ての市民自治活動においては、同様の目的を有する個人や組織との協働、連携に努めるものとする。その際、各市民自治活動は、互いの活動を尊重し対等でなければならない。

（環境への配慮）

6 全ての市民自治活動においては、武生市の自然的、歴史文化的、社会的な環境の保全と持続可能なシステムの維持に配慮しなければならない。

- ・すべての市民自治活動において、上記の基本原則を共有します。
- ・これらは各々の条として定めず、「項」として列挙しています。
- ・今後の社会環境に合わせ、その時々自由に追加、改正できるようにしたものです。

第4章 市民の権利及び責務

(市民自治活動へ参加する権利の保障)

第6条 市民は、自治の主体として市民自治活動に参加する権利を有する。

- 2 市民自治活動においては、性別・年齢・信条・国籍・精神的および肉体的障害の有無、社会的または経済的状況などを主な理由として市民の参加を拒むこと、活動や意見表明を制限すること、または当該市民自治活動の対象から除外することを行ってはならない。
- 3 市民は、おのものの市民自治活動を尊重し、当該活動に参加・協力に努めることとする。但し、当該活動に参加しないことをもって不利益を受けない。

- ・市民を自治の主体として定義しました。さらに市民が市民自治活動に参画することは「固有の権利」として明確に規定しました。固有性の根拠は、憲法の地方自治の住民自治規定を受けています。
- ・したがって、列挙された理由をもって市民参加を拒むこと、活動や意見表明を制限すること、さらには活動対象から除外することは、いかなる市民自治活動においても是正されなければなりません。
- ・また市民の市民自治活動に対する尊重、参加、協力への努力義務を課しました。
- ・「軽やかな義務感」を持っていただきたいとの趣旨です。
- ・したがって、一方で参画しないことが不利益になってもいけません。

第5章 市の運営原則

(市の責務)

第7条 市は、市民自治活動の主体としての役割、影響力を自覚し、その施策全般において第5条に定める基本原則に忠実にのっとり、前条に定める市民の権利を尊重することにより市民自治の推進に努めなければならない。

- ・やはり行政（市役所）という市民自治活動の影響力は大きいですから、その自覚と基本理念の率先遵守は当然かと思います。
- ・具体的には施策全般における基本原則の遵守、市民の多様な市民自治活動に参画するという権利の尊重で、総じて市民自治の推進を図ることを求めています。

(市長、職員の責務)

第8条 市長及び市職員等は、市民自治の基本理念を自覚し、その職務において他の市民自治活動との連携、協働を積極的に推進しなければならない。

第6章 市民自治推進のための仕組み

(情報の公開及び説明責任)

第9条 市は、自らが保有する情報がその他の市民自治活動に多大な影響を有していること、また、市の民主的運営にとってこれらの公開が不可欠であることから、情報を積極的に公開・提供することに努めなければならない。

2 市は、前項で定める情報の提供にあたっては、あらゆる市民にわかりやすく提供することに努めなければならない。

- ・現在の閲覧申請を基本とする「受身の情報公開」から「市民自治活動推進」のための必須インフラとして、積極的な「情報提供」に重点をおきました。それは一面では行政の説明責任という義務でもあります。
- ・また、提供に際しては「あらゆる」市民に「届く」ことが重要で、例えば視力障害者、外国人、子どもには特別の配慮義務も生じます。

(個人情報の保護)

第10条 市が保有する情報の公開や取得、管理において、市民各個人の情報は保護される。

(市民参画の保障)

第11条 私たち市民は、予め定められた規則に従い、市が行う施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に参画が保障される。

2 前項の目的を達するため、市は、計画立案、実施及び評価等のそれぞれの過程においてその論点、選択肢、原案並びにその意思形成の手続きを市民に明らかにし、参画する機会を確保しなければならない。

3 市は、第1項に定める規則の制定について、その参画の期間、対象、人数、募集方法等について、市民自治活動に配慮しなければならない。

- ・別紙図解のモデルではその円環をあらゆる市民が自由に移動し多様な参画をすることに意義があります。そのためには市民自治活動の主体では、いつも「扉」が開いている必要があります。ここでもやはり、そのモデルは市役所ですから行政の各段階に参画することが保障される必要があります

(住民投票)

第12条 市は、市民に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため住民投票制度を常設する。

2 住民投票の発議、投票に関し、できるだけ多くの市民にその資格が付与されなければならない。

3 市は、住民投票の実施に関し、住民の公平な判断に資するため積極的にその保有する情報を提供しなければならない。

4 議会、市長その他住民投票に付された事項に関し権限を有する者は、その結果を尊重するものとする。

5 その他住民投票制度に関し、必要な事項は条例で定める

- ・ 民主的な住民自治には「直接民主主義の復権」が何より必要です。そのための仕組みが住民投票で、今回、「常設型」住民投票を規定しました。さらに、これまで日本で行われた住民投票の教訓から市民が行なう(発議する)際の負担をできるだけ軽減するとともに、参加(投票)機会を広く考えるべきとしています。(例えば地方自治法の直接請求によらず比較的緩やかな基準で市民の発議を市長(議会)に行い、これによって市長(議会)が提案できるとか、投票権者を外国人にまでひろげ、年齢要件などを広く考えるなど)
- ・ ちなみにこの自治基本条例もその最初の適用(住民投票)による市民承認を受けるべきであると考えています。

(市民自治委員会)

第13条 市民自治活動および市民参画の推進を図るため、市に市民自治委員会を置く。

2 市民自治委員会は、各市民自治活動の代表及び公募市民により構成される。

3 市民自治委員会は、市民自治活動状況の調査・研究並びに市民自治活動の推進及び市民参画の状況に関し、評価、助言を行うこととする。

4 その他市民自治委員会に関し、必要な事項は条例で定める。

- ・ 市の附属機関として設置します。端的に言えばこの条例の番人です。この構成はすべて市民自治活動の現場から参画します。無論、市もその一員になれます。
- ・ 市民自治活動の環境について広く意見を集め、市やその他の市民自治活動主体の評価、提言を行います。

第7章 改正手続

第14条 この条例を改正するときは、市民の提言により市長が市議会に提案し、市議会の議決を得なければならない。

- ・ 憲法と違って、この条例の改正には通常の手続きによることとしました。
- ・ 時代の流れがあり、活動環境が目くるめく変わる時代に、わがまちの憲法(自治基本条例)改正が随時できないリスクの方を重く見ました。市民自治は時代ごとの自己責任を負うからです。

附 則